

学校法人倉吉幼稚園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人倉吉幼稚園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を鳥取県倉吉市仲ノ町742番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、健康で明るく自主的で創造力たくましい個性豊かな子どもを育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 幼保連携型認定こども園 認定こども園倉吉幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する時も同様とする。

(親族関係者等の制限)

第 6 条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊な関係のある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊な関係のある者を含む）並びにこの法人の職員（園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ）が含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事は、その独立性を確保し、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 1号 園長

(2) 2号 評議員のうちから評議員会において選任された者 1人

(3) 3号 学識経験者のうち理事会において選任された者 5人

- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第 8 条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務及び理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の業務もしくは財産の状況又はこの法人の理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産の状況又はこの法人の理事の業務執行状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを鳥取県知事に報告し、理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 3 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする招集が発せられない場合には、その請求を行った監事により、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 4 理事によるこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反するおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第 9 条 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、3 年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、職務を行う。

(役員補充)

第 10 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 11 条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任

- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

- 第12条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することのみができる。

(業務決定の委任)

- 第13条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名された理事に委任することができる。

(理事長の職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

- 第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長がかけたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(役員報酬)

- 第17条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬に係るその他の事項については、別に定める役員報酬規程による。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第19条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において互選する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし第12項の規定による除斥の為、過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることができない。

(諮問事項)

- 第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (2) 事業計画
 - (3) 役員に対する報酬等の支給基準

- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における、残余財産の帰属者選定
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

（評議員会の意見具申等）

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において選任された者 2人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 11人
- 2 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第23条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（議事録）

第24条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産）

第25条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 保育料、入園料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を聴いて、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、評議員会の意見を聴いて、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部または全部を学校会計に繰り入れ、この法人の設置する学校の経営に充てなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿について同項の請求があった場合には役員名簿の記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

- 第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。
- 2 前項による登記完了後は、速やかに鳥取県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

- 第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 解散及び合併

(解散)

- 第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 鳥取県知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、鳥取県知事の認可を同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、鳥取県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

- 第39条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の同意を得た上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、鳥取県知事に届け出なければならない。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、学校法人倉吉幼稚園の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などに事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は、金1万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする脱根の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は左の通りとする

理事	早川 安江
	早川 喜久
	徳岡松太郎
	木下 正頼
	松尾 繁男
	江本登喜雄
監事	富谷 義郎
	徳永 正寿

- 2 この寄附行為は、鳥取県知事の許可の日（平成17年12月5日）から執行する。
- 3 この寄附行為の一部変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この寄附行為の一部変更は、令和4年5月2日から施行する。